

新しい年が始まりました。今年は卯年ということ
ことで、ジャンプー番(古い!!)皆様にとっ
て飛躍の一年となれば幸いです。

TEL 043-241-6121

FAX 043-243-3430

URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>

令和5年1月1日

代表社員 石 田 洋 祐

新年あけましておめでとうございます。

2022年を振り返ると、ロシアのウクライナ侵攻や安倍元総理の銃撃事件など衝撃的な事件が起こり、世界的な資源高・物価高、円安、ロシア・北朝鮮などの脅威が社会に暗い影を落とした一年でありましたが、スポーツでは冬季オリンピックやワールドカップで日本代表が我々に夢を与えてくれました。

2023年も、日銀総裁人事や広島サミット、スポーツではWBC、女子サッカーやラグビーのワールドカップなど、大きなイベントが待っています。先が見通しにくい世の中ですが、個人的にはラグビーでまた日本代表がジャイアントキリングを見せてくれないかと思っています。桜マークの戦士にあやかって、信念を持って突き進めば道は開ける。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

●2023年度税制改正大綱

2023年度の税制改正大綱が昨年12月16日に公表されました。NISAの拡充など政策目的に沿った減税はありますが、ウクライナ侵攻に端を発する防衛予算増額の財源を法人税、所得税、たばこ税増税で確保することや、生前贈与を相続財産に加算する対象期間の長期化など増税イメージが非常に強いものとなっております。また、10月から適用されるインボイス制度の条件緩和措置や、タワーマンションの財産評価改定が盛り込まれております。

中でも、生前贈与の改定と、インボイス制度の改定は多くの方に影響のある改定ですので、裏面に項目をまとめたいと思います。

◆インボイス制度 令和5年度改正ポイント

税額計算	仕入税額控除	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者→免税事業者がインボイス事業者登録した場合 ・内 容→納税額を売上税額の2割とする ・期 間→令和5年10月から3年間の時限措置 ・その他→届出不要（申告時の選択適用可能）
事務負担軽減	一定の少額取引のインボイス保存不要	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者→基準期間の課税売上高1億円以下の事業者等 ・内 容→税込1万円未満の取引はインボイス保存不要 ・期 間→令和5年10月から6年間の時限措置
	少額な返還インボイス交付免除	<ul style="list-style-type: none"> ・内 容→税込1万円未満の売上値引きは返還インボイスの交付不要
登録手続きの見直し	提出期限の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・免税事業者がインボイス発行事業者登録をし、課税期間の初日から登録を受けるためには、その課税期間初日の15日前の日までに届出書を提出（現行30日前）
	登録申請の柔軟化	<p>（現行）インボイス登録を適用開始日から受けるためには3月31日までに申請が必要。期限超過した場合は期限までに提出が「困難な事情」がある場合に宥恕される。</p> <p>（改正）期限までの提出が「困難な事情」の記載を求めないこととする。</p>

◆生前贈与 令和5年度改正ポイント

暦年課税	生前贈与の加算対象期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・内 容→生前贈与の相続財産への加算期間を相続開始前7年間とする。（現行3年）延長した期間（4年）に贈与した財産の価額から100万円控除する。 ・適用開始→令和6年分の贈与から
相続時精算課税	年間110万円の基礎控除	<ul style="list-style-type: none"> ・内 容→暦年課税と同様に年110万円の基礎控除を認める。 →相続財産へ加算するときも基礎控除後の金額。 →110万円以内なら贈与税の申告不要。 ・適用開始→令和6年分の贈与から